

中泊町農業委員会会議録

令和8年3月11日

中泊町農業委員会

令和8年中泊町農業委員会3月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月11日(水) 13時30分～

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員 (14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 (1人)

委 員	10番	松田 耕司		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第33号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第30号 中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

次 長 荒 関 真 治

総括主幹 古 川 幹 人

主 事 古 川 安 梨 紗

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、令和8年中泊町農業委員会3月定例総会を開会いたします。

(局長)

本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、1番大川委員、2番藤田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。
以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第31号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。

報告第31号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、5件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第31号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第32号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第32号

事務局
古川(幹)

18ページをご覧ください。

報告第32号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出(農地の相続等の届出)について、別紙のとおり報告する。令和8年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

2月の相続等の届出は4件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第32号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第33号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第33号

事務局
古川(安)

20ページをご覧ください。
報告第33号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和8年2月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和8年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。2月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第33号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第29号

議長
(会長)

次の議案に入る前に、12番工藤委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。

【工藤委員 退席】

議長
(会長)

議案第29号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

23ページをご覧ください。議案第29号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和8年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第29号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

瓜田委員

議席6番、瓜田です。それでは報告いたします。去る3月2日、私と澤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が11件、使用貸借権設定が3件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
荒関

本案ですが、利用権設定から農地法第3条への同条件での更新が多数のため、更新の設定については省略させていただき、利用権設定より変更のあった設定と新規の設定のみご説明させていただきます。

それでは、24ページをご覧ください。

受付番号102番は新規の設定で、設定する農地は大沢内字ニタ見地内の田7筆、富野字千歳地内の田3筆、芦野字清水地内の田3筆、田茂木字若宮地内の田3筆、豊岡字三笠地内の田4筆、豊岡字片岡地内の田3筆の計23筆。面積は51,866㎡の使用貸借です。期間は10年、親から子への経営移譲です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

事務局
荒関

26ページをご覧ください。

受付番号104番は新規の設定で、設定する農地は中里字宝森地内の田1筆、田茂木字若宮地内の田4筆、尾別字湯島地内の田2筆、高根字小金石地内の田1筆の計8筆。面積は15,447㎡の使用貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われ

事務局
荒関

31ページをご覧ください。

受付番号107番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田1筆、高根字小金石地内の田6筆の計7筆。面積は18,438㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費は地主負担、水利費は借主負担。賃借料は10a当たり米1俵の価格と10俵の物納です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われ

受付番号108番は贈与で、田茂木字若宮地内の田8筆、高根字小金石地内の田1筆、畑1筆、薄市字飛石田野沢地内の畑2筆、薄市字冲原地内の田6筆の計18筆。面積は30,384㎡の生前一括贈与です。譲受人は、譲渡人同様に農作物を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われ

37ページをご覧ください。

受付番号114番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞地内の田1筆、深郷田字早田地内の田10筆の計11筆。面積は15,791㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり米3俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われ

38ページをご覧ください。

受付番号115番は売買で、高根字小金石地内の田1筆、面積は2,899㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に農作物を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われ

受付番号116番は新規の設定で、設定する農地は富野字田今地内の田2筆、豊岡字緑川地内の田1筆の計3筆。面積は7,586㎡の賃貸借です。期間は1年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米3俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われ

受付番号117番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石地内の田3筆、面積は13,517㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われ

39ページをご覧ください。

受付番号118番は売買で、田茂木字若宮地内の田1筆、面積は2,750㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に農作物を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われ

以上、受付番号102番から118番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第30号

議長
(会長)

次に、議案第30号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川(安)

46ページをご覧ください。
議案第30号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。令和8年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

（農地中間管理事業の利用権設定）

次に48ページをご覧ください。
今月の利用権設定（案）は、受付番号21番の新規が1件となっております。

受付番号21番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字望月の農地3筆、地目は田、面積は4,112.17㎡の賃貸借です。賃借料は10a当たり25,000円、期間は15年で水利費は借主負担。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。

議長
(会長)

事務局
(荒関)

議長
(会長)

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和8年中泊町農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月11日

(松坂 龍美)

農業委員会
会長

松坂龍美 (松坂)

(大川 勝仁)

署名委員

大川勝仁 (大川)

(藤田 次男)

署名委員

藤田次男 (藤田)